

除草剤の使用に関する要領（試行）

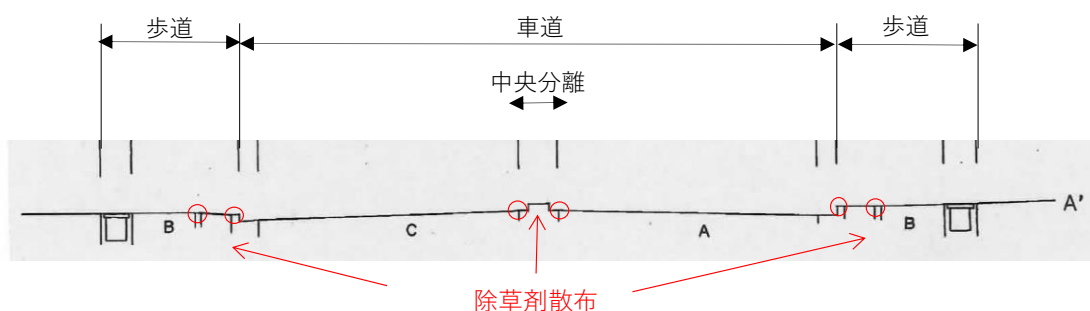
安足土木事務所

1 目的について

- (ア) 草刈り機等による除草作業に伴う、車線規制による渋滞や飛び石事故の発生を抑制し、道路利用者への負担軽減及び良好な道路環境を維持するため。

2 使用場所

- (ア) 栃木県安足土木事務所管内における道路のみ使用する。
(イ) 道路の散布箇所については限定的とし、縁石や植樹帯、中央分離帯などに散布することとし、田畑に隣接するところや農業用水路周辺などには散布しない。
(ウ) 実施場所は『位置図』のとおり。



3 使用薬剤

- (ア) 農薬取締法に基づき農薬登録されている除草剤を使用する。
(イ) 薬剤の用法・要領を遵守する。

4 散布方法

- (ア) 散布前に現地で看板による事前予告を行う。
また、安足土木事務所ホームページにおいても事前周知を行う。
(意見があった部分における散布を行わない。)
- (イ) 風の強い日や雨の日は散布を行わない。
(ウ) 歩行者・自転車が近くにいる場合には散布をしない。
(エ) 農薬飛散防止として風の無い日に散布する。
(オ) 噴霧器による散布は避け、ジョーロなど大粒の散布口を用いた散布を行う。
(カ) 使用した年月日、場所、薬剤、使用量を記録し5年間保存する。

【お問合せ】 (足利市) : 安足土木事務所 保全第一部 TEL 0284-41-4100
(佐野市) : 安足土木事務所 保全第二部 TEL 0283-24-3112